

自家用

就 労 状 況 申 告 書

※本人又は2親等以内の親族経営の場合は、当申告書を提出してください。

(宛先) 大 田 区 長

児童情報記入欄	
児童名(カナ)	
生年月日	年 月 日生
	保育園 申込中・在園中
児童名(カナ)	
生年月日	年 月 日生
	保育園 申込中・在園中
児童名(カナ)	
生年月日	年 月 日生
	保育園 申込中・在園中

※申込中の場合は第一希望園を記入。転園申込の場合は申込中・在園中の両方に○をし、申込園を記入。

年 月 日

保育園入園・転園・あっせんの申込みにあたり、保護者の就労状況について下記のとおり申告します。

住 所	大田区		
氏 名		児童との関係	父・母・祖父母・その他 ()
勤 務 先 名 称			
勤 務 地	自宅・その他(所在地 電話番号)		
業 種	小売販売・卸売販売・飲食店・建築不動産業・保険代理店・美理容業・著作業・運送業 芸術芸能関係・設備工事(電気水道等)業・その他 ()		
仕 事 内 容	(具体的に)		
事 業 形 態	経営者・配偶者が経営者・親族が経営(保護者との続柄)・その他 () 従業員 有 (人)・無		
就 労 開 始 年 月 日	年 月 日から		
就 労 日 数	月・週に	日勤務	※裏面に、具体的な就労の状況についてご記入ください
就 労 時 間	時 分から	時 分まで	
営 業 時 間 (店舗開業時間)	時 分から	時 分まで	
定 休 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 不定期 (月に 日)		
最 近 3 か 月 の 収 入 状 況	月分 円	月分 円	月分 円
年 収	前年分年間総収入額 円		※経費を差し引く前の、年間収入をご記入下さい。 年間所得ではございません。
税 申 告 の 種 類	確定申告・ 事業専従者・ 控除対象配偶者・ 源泉徴収・ 未申告・ 住民税の申告		

※具体的な就労の状況について、裏面にご記入ください。また注意事項についても、必ずお読みください。

裏面 1日の仕事の様子 (仕事をしている日の平均的な状況を具体的に記入して下さい。)

(記入例)

6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
←		←	←	←	←	←	←		←	←	←	←	←	←
起床	家事	保育	仕	事	家事	休憩	仕	事		家	事	保	育	

6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時
14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時

1週間の就労の様子 (曜日によって状況が異なる場合は記入してください。)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前						
午後						

※就労状況が不規則な方(日、週、月により)は、スケジュール表などを添付してください。
 ※自営業についての注意事項 (様式は問いません。)

- 保護者自身以外の2親等以内の親族が経営している事業にて就労している場合も、「自営業」として利用調整します。本申告書と併せて、「自営を証明する書類」と「収入を証明するもの」の提出が必要です。ただし、在園児の保護者が継続在園のために本申告書を提出する場合は、「収入を証明するもの」は省略できます。
- 「自営を証明する書類」とは、「営業許可証」、「開業届」等の写しです。
- 「収入を証明するもの」とは、前年分の「確定申告書」、「源泉徴収票」等です。確定申告書は、税務署受付印のあるもののみ有効です。その税資料に屋号の記載ある場合は、「自営を証明する書類」として兼ねることができます。
- 「収入を証明するもの」の提出にあたり、収入の証明が1年分(1月～12月)に満たない場合は、現年分も提出してください(様式は問いません)。現年から就労開始の場合は、現年分のみご提出ください。
 - 「自営業」としての利用調整では、「収入を証明するもの」に記載された収入金額を、東京都最低賃金を基に割り返して就労時間を算定し、指数を決定いたします。
 - 「居宅内自営」の場合は、延長保育は利用できません。

申告内容に不備や疑義があった場合は、電話での問い合わせ、訪問調査をすることがあります。